

呉市水道局入札心得

- 1 入札金額はアラビア数字で記載すること。
- 2 入札の無効
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 所定の入札保証金等を納付しない者のした入札（免除された場合を除く。）
 - (3) 記名押印を欠く入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 入札書と工事費内訳書（業務費内訳書）との記入金額が異なる入札
 - (6) 入札書及び工事費内訳書（業務費内訳書）を封入した後，のり付けを欠く入札
 - (7) 誤字，脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 連合によると認められる入札
 - (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね，又は二人以上の代理をした者の入札
 - (10) 同一事項の入札について二以上の入札をした者の入札
 - (11) その他入札に関する条件に違反した者の入札
- 3 入札に関する条件等
 - (1) 指定の期間に設計図書等の購入をしなかった者又は貸出しを受けなかった者は入札に参加できない。
 - (2) 入札者が一人の場合は，その入札は不成立とする。
 - (3) 全ての入札参加者が決定最低制限価格を下回る金額で応札した場合は，その入札は不成立とする。
 - (4) 入札書の引換え又は撤回はできない。
 - (5) 予定価格を事前に公表している場合に，予定価格を超えての応札は，罰則の対象となる。
 - (6) 一般競争入札，公募型指名競争入札及び受注希望型指名競争入札において，入札参加申請を行ったにもかかわらず，辞退届等の意思表示もなく入札に参加しない場合は，罰則の対象となる。
 - (7) その他水道企業管理者が定める入札条件に違反し，又は公正な入札の執行を妨げた場合は，その者の入札を無効とし，又はその者を入札に参加させないことがある。